

開示請求に係る不開示情報（改正法第78条）

- 開示請求を受けた保有個人情報については、原則として開示しなければならない。
- 法に掲げる情報に該当する場合のみ、不開示とする。
- 情報公開条例との整合性確保のため、施行条例において開示・不開示情報の追加が可能。

改正個人情報保護法 (第78条第1項)		現行条例(第18条)		情報公開条例(第7条)	
号	項目	号	項目	号	項目
1	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報	1	開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報		
2	開示請求者以外の個人に関する情報(イ~ロを除く)	2	開示請求者以外の個人に関する情報(ア~ウを除く)	1	個人に関する情報(ア~ウを除く)
	イ 法令・慣行により知ることができる情報		ア 法令・慣行により公にされている情報		ア 法令・慣行により公にされている情報
2	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの	2	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの	1	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要なもの
	ハ 公務員等の職務遂行に関する情報(職及び職務遂行情報)		ウ 公務員等の職務遂行に関する情報(職、氏名及び職務遂行情報)		ウ 公務員等の職務遂行に関する情報(職、氏名及び職務遂行情報)
3	法人その他の団体に関する情報	3	法人情報	2	法人情報
		4	任意提供情報	3	任意提供情報
4	国の安全が害されるおそれ等がある情報				
5	犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼす情報				
6	国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	6	市の機関、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	5	市の機関、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報
7	国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報	5	犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼす情報	4	犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼす情報
		7	市の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報	6	市の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報
		8	法令秘情報	7	法令秘情報

改正法に定める不開示情報と現行条例及び情報公開条例に定める不開示情報はほぼ同じだが、現行条例において不開示情報の例外として開示する**公務員の氏名**について、改正法では明記されていない。

しかしながら、本市においては、情報公開条例に不開示情報の例外として規定しているため、改正法の適用後も同様に不開示情報の例外とすることが望ましい。

したがって、**法第78条第2項**により開示・不開示情報を追加して規定する。

また、現行条例及び情報公開条例に定める不開示情報のうち**法令秘情報**については、**法第78条第1項各号の該当性をそれぞれ判断すること**で対応する。